

令和7(2025)年度の農産物放射性物質モニタリング検査の実施について (概要版)

令和7(2025)年3月31日
栃木県農政部

国のガイドラインやこれまでの検査実績を踏まえ、モニタリング検査を継続し県産農産物の放射性物質の低減状況を確認する。

◆検査の基本的な考え方

項目	令和7(2025)年度
位置付け	原子力災害対策特別措置法に基づく環境モニタリング検査として、農産物モニタリング検査を実施し、県産農産物の放射性物質の低減状況を確認する。
対象核種	・放射性セシウム
対象品目	販売を目的に生産される品目のうち (1) 本県を代表する主要な農産物 (2) 山菜(栽培)
検査単位 (区域)	(1) 本県を代表する主要な農産物 作付け面積1位の市町 (2) 山菜(栽培) 市町
検査時期	(1) 本県を代表する主要な農産物: 出荷開始前から出荷初期段階 (2) 山菜(栽培): 出荷開始前
検査頻度	・原則、毎週1回
検査密度	(1) 本県を代表する農産物 1) 生産額が多い穀物類 ・米 : 作付面積1位の市町1点 ・大豆 : 作付面積1位の市町1点 ・麦(二条大麦、六条大麦、小麦): 作付面積1位の市町1点 2) 本県を代表する野菜及び果樹 ・いちご、なし: 作付面積1位の市町1点 (2) 山菜(栽培) 山菜類(栽培)のうち、野生のもので出荷が制限されている品目のうち、低減状況の確認が必要な品目 ・こしあぶら、たらの芽: 市町1点 ただし、野生の同一品目において既に検査が実施され出荷可能となっている市町は検査を省略することができることとする。
公表	・随時、県HPに掲載 ・基準値超過等の場合は県政記者クラブ資料提供
検査機関	・原則、農業総合研究センター(緊急の場合は農業振興事務所でも可)
結果通知	・希望者に発行

令和 7 (2025) 年度の主な変更点

	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度
検査単位	(1) 本県を代表する主要な農産物 <u>JA (JA 足利と JA 佐野は一区域とする) 又</u> は県 (2) 山菜 (栽培) 市町	(1) 本県を代表する主要な農産物 <hr style="border: 1px solid red;"/> 県 (2) 山菜 (栽培) 市町
	(1) 本県を代表する農産物 1) 生産額が多い穀物類 ・ 米 : JA 区域 1 点 (吸収抑制対策実施市町を含む区域の場合は該当市町) ・ 大豆 : JA 区域 1 点 (吸収抑制対策実施市町を含む区域の場合は該当市町) ・ そば (秋そば) : JA 区域 1 点 (吸収抑制対策実施市町を含む区域の場合は該当市町) ・ 麦 (二条大麦、六条大麦、小麦) : 作付面積 1 位の市町 1 点 2) 本県を代表する野菜及び果樹 ・ いちご、なし : 作付面積 1 位の市町 1 点 (2) 山菜 (栽培) ・ こしあぶら、たらの芽 : 市町 1 点 ただし、野生の同一品目において既に検査が実施され出荷可能となっている市町は検査を省略することができることとする。	(1) 本県を代表する農産物 1) 生産額が多い穀物類 ・ 米 : 作付面積 1 位の市町 1 点 ・ 大豆 : 作付面積 1 位の市町 1 点 削除 ・ 麦 (二条大麦、六条大麦、小麦) : 作付面積 1 位の市町 1 点 2) 本県を代表する野菜及び果樹 ・ いちご、なし : 作付面積 1 位の市町 1 点 (2) 山菜 (栽培) ・ こしあぶら、たらの芽 : 市町 1 点 ただし、野生の同一品目において既に検査が実施され出荷可能となっている市町は検査を省略することができることとする。

【変更点】

(1) 本県を代表する農産物

- ・ 米、大豆の検査点数を、JA 区域 1 点から作付面積 1 位の市町 1 点に見直した。
- ・ そばを検査対象外とした。